

(第三部)

第六回 参議院地方行政委員会會議録第九号

昭和二十四年十一月二十六日(土曜日)
午後一時三十六分開会

本日の會議に付した事件

○地方自治法の一部を改正する法律案
(内閣送付)

○地方行政調査委員会設置法案(内閣送付)

○委員(岡本愛祐君) これより地方行政委員会を開きます。

今日は先づ地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、予備審査を続行いたします。昨日に引き続き逐條の説明を聴くことにいたします。今日は第七十五條第一項から……

○政府委員(鈴木俊一君) 第七十五條の改正は、直接請求の中の事務審査の請求についての規定でありまして、これに、現在は地方公共団体の長の権限に属する事務の執行についての機関委任の關係の仕事につきましては審査請求ができるということになっておるのであります。これは不当に直接請求の内容を決めておりますので、地方公共団体の長に相当いたしますところの選挙委員会とか、その他法令又は條例に基きますすべての委員会又は委員は、事務の執行を監督するということにいたしましたのが第一項の改正であります。

それから第三項の改正は、やはりそれに關連いたしました、監査の結果を審査委員が報告する場合に、關係のある選挙管理委員会その他の委員にも報告するということにいたしましたわけでございます。

告するということにいたしましたわけでございます。

それから第五項は、條例の制定改廢に關しまして、署名の方法並びに審査の方法、或いは署名の秩序維持のための制裁というような意味の規定を設けておりますが、その規定をやはりこの監査の請求の場合にも準用するという規定であります。

○委員(岡本愛祐君) 御質問ございませぬか。では次、第七十六條。

○政府委員(鈴木俊一君) 第七十六條は、議会の解散の請求につきましての直接請求の規定であります。第四項に、條例の制定請求の場合の署名の新らしい規程案を準用することにいたしましたわけでございます。

○委員(岡本愛祐君) 御質問ございませぬか。それでは第七十七條。

○政府委員(鈴木俊一君) 議会の解散の投票の結果が判明いたしました場合には、選挙管理委員会からそれ〴〵報告をいたすことになっております。報告をいたすことになっておるとき、これを更に投票の結果が確定したとき、即ち投票につきましての争訟の出訴期間が、何ら出訴がなくて、経過いたしましたとき、或いは判決いたしましたとき、その判決が選挙管理委員会に通知がありまして、その場合におきましても、同様これを報告するということにいたしましたわけでありまして、

○委員(岡本愛祐君) 別に御質問ございませぬか。では七十八條。

○政府委員(鈴木俊一君) 七十八條の改正は、「前條の公表の日において」と

いう言葉を削つたのでありますが、これは他の規定との関連から申しまして、誤解を生ずる点がございします。それから今回の改正案におきましては、すべて行政の執行はそれ〴〵権限がありまして、機關におきまして決定がありまして、それ〴〵直ちに効果を生ずるといふ原則を採りまして、その効果を生じた場合におきましては、訴訟によつてこれを不服があれ

ば争ひ、その訴訟の過程におきまして仮処分を申請をいたしまして、執行の停止をして貰わない限りはその効果はつと引續いて生じて行く、こういう原則を採つております。公表の日において、解散という効力が生ずるといふふうにいたします点が、些か疑念を生じておりますので、この点を落したのであります。

○西郷吉之助君 「前條の公表の日において」を削除してしまつて、ここに何も文句がなくて、同意があつたときは直ちに解散するといふような、そういう文句は要らないのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) この点は特にありません。そのように同意がなりましたときに解散をするということになるわけでありまして、

○委員(岡本愛祐君) 前の七十七條の「確定したときも、また、同様とする」とあるのですか、これは判明したときは、こういう報告を省くわけにはいかんのですか。確定したときだけというわけにはいかんのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは判明

いたしましたと同時に、要するに結果が出来ますと直ちに議會解散という効力を生じますから、やはり議會がこの市町村或いはこの府県においてはなくなつたのだといふことを、それ〴〵府県の場合には知事なり内閣總理大臣、市町村の場合には市町村長なり知事に報告する必要があるものであります。

○西郷吉之助君 この七十八條の「解散するものとする」といふその文句ですが、解散しなければならぬといふことを導つて、「解散するものとする」といふのは、何か非常に弱いような感じがします。これは解散しなくてもいいということにはならぬけれども「解散するものとする」といふようなそういうような書き方で今までつと来ているのですか。解散しなければならぬといふのじやないか。

○政府委員(鈴木俊一君) この点は解散しなければならぬといふことになりまして、何か別個の系統が、解散を命ずるとか、或いは何らかの系統が要するものとなつて参りますので、解散するものとするといふことになつております。やはりそのときに解散といふ効果が自然的に生ずる、こういうふうな解散をいたしておるのであります。

○委員(岡本愛祐君) 外に御質問ございませぬか。それでは八十條から八十七條まで。

○政府委員(鈴木俊一君) この八十條の改正は議会の議員の解職に關する規定でございますが、この直接請求の署名に關しまして、條例の制定請求に

關する署名の新らしい改正案の原則を準用しようといふのが、八十條第四項の改正でございます。

それから八十一條の改正は、地方公共団体の長に關する解職請求の規定でございますが、これに關しまして、同様新らしい署名の原則を準用しようといふ改正でございます。

それから八十二條の改正は、第一項は解職、即ち第一項の方は、議員の解職の投票の結果が判明したときに、關係機關に選挙管理委員会から報告をするといふのが現在の規定ですが、それが更に結果が確定したときにも報告をするということにいたしましたのであります。

それから第二項の方は、選挙管理委員会の、解職の投票の結果が判明した場合の、報告の規定であります。それに更に投票の結果が確定したときも報告をするといふふうにいたしました改正であります。

それから八十六條の改正は、地方団体の長及び議員以外の副知事、助役その他の主要公職にありまして、その解職請求に關する規定であります。これに關しまして、條例の制定請求の場合の改正案の署名に關する關係條文を準用しようといふ改正でございます。これは第四項の改正であります。

第八十七條の改正は、議會におきまして副知事及び助役等の主要公職にありまして、その解職に關しましての賛否の議決をするわけでありまして、その議決につきましてそれが違法であるか

どうかという点に關しましては、公職にありまふものの地位を失はしめるような重大な議決でございませうので、第百十八條第五項の規定を準用いたしまして、この議決に不服であります場合に裁判所に訴出できるというふうにいたしましたのであります。

○委員(岡本重雄君) 御質問ございせんか。

○西郷吉之助君 第八十七條の前項といたうのは、これは助役ですか、適用されるのはどういふ人の場合なんですか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは第八十六條の第一項の三行目のところに「副知事若しくは助役、出納長若しくは収入役、選挙管理委員若しくは監査委員又は市町村公安委員会の委員」とありますが、こういうものを指しておるわけでありませう。

○委員(岡本重雄君) この八十七條に第百十八條の五項の規定は裏から返つて来るわけですね。

○政府委員(鈴木俊一君) 九十八條の規定は、議院が書類及び計算書を檢閲し、或いは出納の檢査ということに關する規定でございませうが、この中に「執行機關の總括的なものとして地方団体の長だけしか現在ではそういう檢査、檢閲の請求の相手方になつていないのであります。地方団体の長の外に選挙管理委員会、監査委員、公安委員会又は教育委員会その他法令又は條例に基き委員会又は委員に關し、同様の請求ができるようにいたそうという改正でございませう。

○委員(岡本重雄君) 次に九十九條。

○政府委員(鈴木俊一君) 第九十九條の改正は、これは議院が、現在地方団体の長に對し、これは説明を求め、或いはそれに對し意見が述べることができるといふことになつておるのであります。これはいづゆる機關委任の權限についての規定でございませうが、長の外に選挙管理委員会、監査委員、公安委員会或いは教育委員会等の委員に對し、またもとよりこれらの機關委任された事務に關しまして、説明を求め又は意見を求めることができるというふうなことに改定されておるわけでありませう。

○委員(岡本重雄君) 別に御質問ありませんか。じや。

○政府委員(鈴木俊一君) 第九十九條の改正は、都道府県の議會の定例会は現在六回になつておるものを、年四回以上という、二回だけ少くしようという趣旨の改正であります。この趣旨は、都道府県は市町村と違ひまして、議員の集まりする範圍も非常に地域が広いわけにございませう。又一旦集まりました場合には、短期、一日二日を以て解散いたしますというふうなことは、折角集まりました以上は、むしろ長く十分審議を盡した方がよいと考えられます。かたが、六回ということでは、隔月に都道府県議會を開くこととありまして、このために執行機關側は追加予算、補正予算等の編成、或いは關係諸案の整備というふうなことにつきまして、相當に時間を要します。又、又期間が短いために、なか／＼十分に準備できないというふうなこともございませうので、むしろ一回の會期を長くいたしまして、その代り度敷を減らすというふうなことにいたした方がより事情に即するのではないかと。

ことで、毎年四回ということにいたしましたのであります。

○西郷吉之助君 四回以上に削減したのは、都道府県の議會はやはりこの削減を希望しておつたのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) この点は実は地方自治委員会におきましても、同論でございます。ここには各地方議會の代表と執行機關の代表とそれ／＼三名ずつ六名出席せられておるわけでありませうが、この両者の機關の代表の方の中、相當論議が交はれておるわけでありませう。二回ぐらゐでよろうといふことであり、議會側の方は大体四回でよろうといふことで、結局議會側の方の主張が通りまして、毎年四回ということになつたのであります。尚四回ということにつきましては、それ／＼都道府県の議長会から各府県の議會の方に連絡をいたしまして、その結果確かに三十数県は四回でよろしい、あとは二回でいいというものが、或いは現状でいいというものが、それ／＼数県あつたような状況のうちに記憶しております。

○三木治郎君 この四回に減らすといふことは、大体今地方、中央を問はず、議會はなるべく多く開いてその市民なり國民の意思を十分に反映させるという方向に向つておると思ふのですが、何か減らしたく多くなることが、時代に適した改正になるので、減らすといふことは逆行するようないと思ふ。この点如何ですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 定例会と緒を打ちましたものを必ず六回開き、議案の有無に拘わらず六回開くといふような現行制度に相成つておりますが、これは市町村の場合においては、

議會に集まりますといふことは、距離的に見ても時間的に見ても極めて容易でございまして、市町村自治という性格から見まして、頻りにそういう会合があることが望ましいわけでありませうが、都道府県の場合にはおきましては、やはり相當広域に亘つて議員が選出をせられておる關係もあり、定例会といふ、議案の有無に拘わらず必ず開くといふものを多敷く作つて置きますといふことは、民主主義の訓練といふような意味から参りますと、或いは結構だと存するものであります。が、實際の行政上の必要から申しますと、必ずしもそう頻りに開くといふ必要はないのではないかと申します。臨時會という制度が一面ございまして、臨時の必要が生じた場合には、いつでも開き得るわけにございませう。それから、もう一つ形にいたしましては、必ずしも理論的に必要がない。アメリカの州議會等は、予算も二年予算で、集會も定例会は二年に一度というふうなことになつておるものが多いやうでございまして、そういうやうなこともかれこれ勘案をいたしまして、毎年四回以上といふのは、日本の現状の民主主義の進展の段階等を考えまして、この程度のことがかゝらうといふやうな各種の意見もあつて、こういうやうなことに相成りました次第であります。

○三木治郎君 アメリカのように非常に民主主義が徹底しておる国では、そういう工合に少くとも一向差支ないかと思ひますが、市町村あたりでは、議會があつても、実は理事者の思ふままにやりたい、むしろ議會なんかうら

さいといふやうな考え方が相當強く、ともすれば参事会あたりで片付けてしまおうといふやうなことで、結局議員といふものは名前だけの議員みたいなものになつてしまふ憂いが多分にある。又そういう事案があるのです。やつぱり法律で以て拘束して置かないと、理事者はどういふかといふところさ、理事者がいいんです。そこには非常に危険があると思ふのですが、何だか知らんが、六回といふ工合に決まつておるものを減らすといふのは、時代に逆行しておる感じが深いので、感心しないように思つておりますが、その点に關しまして、その方が民主化のためにいいとお考えになつておるのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) いろ／＼理由はあると存じますが、議會の議決の權限自体を狭めようとかどうしようといふやうなことで、これは全然ないでございまして、ちよい／＼と頻りに開きますより、一回の會期を長くいたしまして、十分審議をその間に盡して頂く、又その方が議案その他も慎重を期したものが提案できるという考え方のであります。又經費の点から考えまして、頻りに開きますよりも一回の會期を長くいたした方が、若干なりとも經費の節減になりまふので、地方財政の貧窮の折りの一助にもなるというやうな考え方加わつておるのでございませう。

○鈴木重人君 只今西郷君、三木君から御意見がありましたが、私もそれは同感のものなんです。そうかといつて、必ずしも毎年六回從來通りにやつておられなければならないことを強く主張するものでもないけれども、今

月以内は出訴ができるということになつておるのであります。それでは議

は、その職を失はないのであります。この点は從來通りでございませうが、

まで毎年六回以上となつていたものを、四回以上にするという理由が、経

事まで見つけ出して、そうしてこの機会に一つの追加予算を取りたい、

と、やはり相當にこれは大膽な縣会、定例会を認めておるわけでありまし

月以内は出訴ができるということになつておるのであります。それでは議

は、その職を失はないのであります。この点は從來通りでございませうが、

○委員(岡本愛蔵君) 次に九十九を減らすことにいたしました方が、より実情に即するのではないかと

うな現行制度に相成つておりますが、これは市町村の場合においては、

議案があつても、実は理事者の思うままにやりたい、むしろ議案なんかう

ておられなければならないことを強く主張するものでもないけれども、今

まで毎年六回以上となつていたものを、四回以上にするという理由が、経費の点とか、或いは会期を長くすることによつて充実した議会を開くことができるであろうとか、そういうような点が主のようであります。今までは毎年六回以上実施したことによつて、非常に効果的ではなかつた、毎年少くとも四回くらいにした方が効果的であつたといふ、実際の経験によつてこの改正を確信を持つに至つたといふ事実があつたとするならば、もう少し従来の実例について、具体的に六回以上をやつたためにこうであつた、そこでどうも無理であつたといふような具体的な実例を示して頂きたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) これはまあ執行機関側と議会側の両方から考えなければならぬと存じますが、議会側の方から申しますならば……
○鈴木俊一君 いや理論的な問題ではなくて、実際やつた経験から実績を一つお話しして頂きたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 議会側の方から申しますならば、頻りに出てくるということよりも、田舎の方の県等につきまして、やはり一度出ましたならば、一日も早く帰るよりもやはり数日なり、一週間なり、十日間開会の方のために日を割く方が、やはり議員の側から申ししても、時間的にもうましく被配がつくんであるといふふうにも考えられます。それから主として従来いろいろ困るというお話のありましたのは、執行機関側でございますが、これは、例えば議会が開れるといふことになつて、各部局では、やはりやらないでもないといふような仕

事まで見つけ出して、そうしてこの機会に一つの追加予算を取りたい、或いは予算の増額を考えて貰いたいといふことで、予算編成当局に又各種の問題を持ち込む。それをそれ、庶務課長なり、総務部長なり、副知事なり、知事と教務階を経まして最終決定をいたしました議会に提案するまでには、やはりどうしても一つの議会といふことになつて、二十日なり、三週間といふものが、そのためにとられるといふことで、大きな県などになりますと、殆んど常に予算編成の業務のために忙殺せられなければならない。又主務課の方も、ひいてはそういうようなことのために、いろいろと仕事を考へるということになりますからといふやうなことで、予算膨脹といふやうな形があるわけでありまして、これが臨時緊急の必要で臨時開会を開くといふやうな特別な緊急のある事件でございます。ならば、たま／＼定例会があるといふやうなときは丁度いいわけでありまして、次の定例会でも待てるというやうな場合におきましては、やはりどうも今申し上げましたやうな傾向を助長するきらいがありまして、これらの点から申しまして、やはり大体定例会といつて決めてありますものは、むしろ四回以上、これも四回といふことでございせんから、四回以上といふことではございませんから、それ位がいいのじやないか。又過去の制度等から考えまして、定例会と申しますのは、やはり通常予算を審議する会が定例会、やはり本来の考え方としては、そ

ういふことであるべきだと思ふのであります。その点から申しますと、

と、やはり相当にこれは大幅な県会、定例会を認めておるわけでありまして、この程度でやはり日本の現状から考えまして適當ではないかといふふう

月以内は出訴ができるということになつておるのであります。それでは議長、副議長の地位或いは選挙管理委員の地位が、投票について争いがありま

は、その職を失わないのであります。この点は従来通りでございますが、改正をいたしました点は、前條の第二百七條におきまして、議員の資格決定、一旦議員になりました後におきま

が、それを準備したわけでありまして、それから百十八條の改正は、第五項の改正であります。議会におきまして、選挙をいたします、例えば議長、副議長の選挙をする、或いは選挙管理委員の選挙をする、或いは選挙の場合におきまして、その選挙における投票者の効力に不服があるといふやうな場合におきましては、議院が決定をいたし、これに対して不服があれば出訴できるやうになつておるのであります。その出訴の期間が、現在特別にございせんので、一般行政事件訴訟特例法の原則によりまして、いつと、処分の日から六ヶ月間は出訴できる、あつたことを知つた日から六ヶ月間出訴できる。又処分のあつた日から、若し処分を知つた日が非常にも構わなければ、六ヶ月を超えて

改訂しようといふことであります。これは議会の議員の地位に関する規定であります。議会の議員の地位は、その根本の選挙につきまして争いがあるといふやうな場合におきましては、これは勿論その判決が、選挙が無効であるとか、当選が無効であるとか、確定するまでは一旦議員になりました以上

ま、その職を失わないのであります。この点は従来通りでございますが、改正をいたしました点は、前條の第二百七條におきまして、議員の資格決定、一旦議員になりました後におきま

と。こういうことになるわけです。こういう議會の出席議員の三分の二以上の多数によつて、被選挙権がこの議員にはなくなつたんだということを決定するということとは、これはそのときの政治勢力にもよることであるし、その決定については、相当不服であつてそうして裁判所に出訴しなければならんという状態が出て来る場合が多いと思

うして裁判所に出訴しなければならんという状態が出て来る場合が多いと思

務を処理させるために必要な組織が設けられるということにいたした次第であります。

○委員長(岡本愛祐君) 御質問ございませぬか。東海北陸界議會議長会の代表の富山県議會議長から地方行政委員長宛でこういう陳情をいたして参つております。

地方行政費の圧縮と行政機構の簡素合理化のため地方自治法の改正について理由

今日地方財政窮乏の最大の因は地方が必要以上に多額の行政費を費消しているためである。現在地方費の歳出中、行政費の占むる割合は嚴格に言へば六割以上を占め之がため緊急事業も為し得ない実情である。曩に新聞紙上、総理大臣談話を以て地方の行政整理の不徹底を痛論され地方行政費を三割以下に切詰め以て財政の健全化を図るため人員の再整理、機構の簡素化を強く地方に要望されているは誠に至言である。

然るに政府は之に反し地方自治法に於て、府県の設置部局制を規定し、今尙官治行政の遺風たる割一行政機構を府県に強要し居る為地方は独自の立場に於て機構改革を断行し、行政の簡素合理化、行政費の圧縮を期し得ないのである。

仍つて地方自治法を改正し府県の設置の部局制を全廃し、府県をして夫々その特殊性を生かし自主的に自由機構改革をなし得るよう改正せられたい。

こういう陳情なんです。今政府の改正案を拜見いたしますと、やはり前の通り必置部局というものを置いておりますが、こんなものは地方の自主に任

したらいけないやないか、こういう結論です。これについて……

○政府委員(鈴木俊一君) 都道府県の部局を全廃自由にして、まあ精々法律では標準的なものを置いて、それの廃合分離というふうなことは自由にするようにしたらどうかというふうな御意見のようでありまして、こういう考え方も、勿論自治という面のみから考えますならば、当然に起つて来る考え方はあります。問題に起つて来る考え方は、国は直近の大きな地方団体でございまして、いわば国の各省が担当いたしておりますだけの幅の仕事を殆んど都道府県の地域的な単位によりましてこれを引受けて処理しているというふうな恰好になつてゐるわけでありまして、そこで各省が所管をいたしております行政事務と対応いたしまして、やはり都道府県におきまして、それらと大体即応いたしまして、その部局が都道府県に置かれるということ、これは国全体の行政事務の執行を系統化し能率化して行くために必要であるという一方の要求があるわけでありまして、この両者の要求の調節というものを考えた結果、特定の部局はこれを必置部局として必ずこれを置く、一面その他の部局につきましては、それぞれ都道府県の自由な立場を生かすようにするというところで任意設置部というものを設けたわけでありまして、今度の改正案におきましては、更に公共事業に關しますものは、全然これはそういう任意設置部というふうな枠を外しまして、これは全く自由放任、こういう恰好になつて、いわば三種類の部局ができるようになったわけであ

ります。これはやはりそれ／＼自治の面を最も強く考えなければならぬ、公共事業の經營に關する部局、又は行政事務の處理で国の行政機構の組織との対応というものを相当程度強く考えなければならぬもの、両面の要素をそういう形で調節いたしたわけでございます。現状におきましては、やはりこの程度の形のもの、一番行政の能率化ということと自治というものの調節の点から考えまして、適當ではないかというように考えておる次第であります。

○農林軍政次官 この部局のうちで農地部の問題については、この前原案でありましたが、前回の改正の提案前の案でありましたが、農地部の廃止の原案があつたように承りますが、それについて御意見がありましたならば一つ伺つて置きたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始めて下さい。

○鈴木直人君 前の国会において、定員法及び各省の設置法が審議されておる途中において、いわば国の機関における相當の行政整理と言ひますか、行政機関の合理的な縮小を推し進めて行く、これに併行して府県、市町村においても同じような考え方を以て合理的な組織に簡素化して行くということが考へられて、そしてこの地方自治法の中における、現在審議中になつておる都道府県の部局の簡素化について、政府が或る種の原案のものを考へておつたように聞いているのです。遂にその原案が前の国会には提案せられず

して終つたわけなんです。私の考え方としては、やはり国と同じように地方におきましては、相当思つてこの際簡素化することが必要ではないかということを感じておつた一人であつたわけでありまして、併しながら遂にその方面につきましては、政府としては国会にその法案が提案されないで終つたのであります。この国会において、地方自治法の一部改正という全般的な法案の一部としてここにこの都道府県の部局のことについて掲げられておるわけですが、これを見ますと、前回の国会において政府がやつと考へたらしいと思はれるような案の片鱗が全然盛られておらない。先程島村君から質問がありましたのもその一つであつたと思ひますけれども、その他につきましても、もつとやはり簡素化するような案があつたと思ふのですが、今回はそれが全然現れておらない。即ち国の行政機関の或る程度の簡素化は成功されたが、都道府県の簡素化はこの国会においても組織の上においては簡素化されておらないというふうで済むと、こういうことになつてしまふと思ふのです。先程委員長から東海北陸の關係の方からその要望もあつたやうで、説上げられました。これはやは全国的な考え方の現れだと思ふわけですが、それで参考のために聞きたいのですが、前の国会において、一時政府が地方自治団体の行政機構の簡素化をしようと思はれたときに立案されたところの案というふうなものについて、この際何うことができたかどうか。御質問したいのであります。

○政府委員(鈴木俊一君) これは政府の案という域までにもまだ至りませ

ん。極めて事務的な下の段階の單なる研究案という程度のもが相當新聞紙上等で大きく取上げられました。如何にも政府としてそういうような案が固まつたかのような印象が與えられてございまして、必ずしもそこまで行つていなかつたのであります。ただ政府としては、閣議の決定を以ちまして、都道府県の部局を三割圧縮するということを決意いたしました。そのことを地方団体に要望いたしましたのであります。それは七部の方を、その場合の案といたしましては、少くとも農地部を落す。農地部は、何と申しましても農地改革は終りました。現在土地の關係の仕事が少いのでありますから、むしろ地方事務局の方が一番繁忙を極めておるわけでありまして、農地部としては、その仕事自体は前と變つて来ておる、その他の各部を見渡しましても特に事務が縮少せられたという点はないわけでありまして、従つて農地部だけは七部から落す。後任設置部の方々が六部ばかりあるわけでありまして、その任意設置部が、都道府県が置く置かないというところは自由でございまして、要するに、任意設置部を減らして貰つて、そして全体として三割機構を圧縮して貰うということ、政府としては要請いたしておるのであります。併しながら自治法の改正が行政整理に間に合いませんために、都道府県においてはまだ殆んど部の圧縮ということには手をつけていない状態でありまして、どうも農地部を任意設置部に落とすことも不可能なやうな状態になりましたので、都道府県の実情はなか／＼圧縮するという状態になれないように考へられるのであり

なつております。委員の整理につきま

ますが、こんなものは地方の自主に任
の部局ができるようになったわけであ
その原案が前の国会には提案せられず
の案という機までにもまだ至りませ

ます。大体そういう経過に相成つてお
ります。

○鈴木直人君 私は前国会において内
閣委員会の委員をやつて、定員法、及
び各省設置法を審議したのであります
が、私個人として、もつと簡素化し
てもいいという見解をもつて努力
したけれども、一応は政府の方針も考
えて、あの程度に参議院としては結論
を出したわけなんです。都道府県に
おきまして、もつと人員を減らすと
いうことが可能ではないかというふう
に実は考へておるのです。勿論部を減
らすということは、簡素化ということ
にはなりません、大部がでますと
部長ができて、それに課が派山でき
る、自動車ができる、官舎ができる
ということ、やはり部長というものを
もつと簡素化して、そうしていわゆる
部長であつてもつと何といひます
か、簡素な部があつて欲しいという考
え方を持ち得ると思ひます。一つの
部を作りますと、どうしても県の幹部
となる関係からして、すべての規模が
他の部と同じように膨大になつてしま
うということからして、経費について
も或いは人員についても、自然増大し
てしまふというやうな形になるわけ
です。従つてこれを簡素化するという場
合には、やはり部を簡素化するという
以外に、今のところは方法はないので
はないかと思ひますが、この案には
それはないわけですか。そこで実は民
生部と衛生部、これは第二回の国会で
したか、この法案ができる場合におい
て、実は一緒になつて政府案として出
ていたわけなんです。それを参議院に
おいて、司令部等へも私が行きまして
折衝したりして、そうして民政部と衛

生部と分けて貰つて、二日間か三日間
司令部において研究されて、その結
果、それではこれを分けようというよ
うなことがなつたことと記憶するの
ですが、あの当時はむしろ簡素化と逆行
したやうな方針をとつていたやうに考
えられるのですが、この前の国会にお
いてはこの部を二つでなく一つにする
というやうな案ができておつたやうに
新聞等において見ておつたのですけれ
ども、只今の説明においては、農地部
だけが問題にして考へられるという説
明でありましたが、これを一つにする
という案はできなかったものでしよ
うか。この前の国会で考へられた案で
すね。

○政府委員(鈴木俊一君) これは政府
の最終決定の直前くらいに段階におき
ましての狀態を先程申し上げたのでござ
います。研究の段階におきまして
は、お話のやうに民政部と衛生部とい
うものを併せまして厚生部として折衷
したものを置くという案も考へており
ました。ただ實際問題といたしまして
て、衛生行政が終戦後非常に我が國に
おきまして進展をいたして来たことは
事實であります。又民生の仕事も段々
と充実をして来ておることも事實であ
りまして、而も民生部と衛生部とは、
その部の長になりまされる者は、衛生
はやはり技術者が適當でございまして、
民生の方は事務者が適當であるという
やうに、おのずからやはりこれを一緒
にいたしますところの結果といたしま
して、衛生行政が假に事務出身の者が
長になりましたやうな場合におきまし
ては、その伸長が抑制されるというよ
うな場合があるやうなことも關係方面
からの意見等としてございまして、や

はりそういうやうな案の實現が困難で
あるやうな次第であります。

○鈴木直人君 私も同じやうな見解を
持つて、実は厚生部をこの二つの部に
分けるというやうな修正案について折
衝をしたことを記憶しておるのです
が、せめて部がこのままであるとい
たしまして、部の下におけるところの
課の關係或いは人間の整理というや
うな点について、一応の政府としての案
ができて、勿論国会の審議にはならな
かつたけれども、各府県が政府から示
されて、各府県がその人員に應じた整理
を一応終つた。その結果は殆んど各府
県とも實質的に出血する人は少なかつ
たというやうに聞いておるのですが、
今まで行なつたところの人員の整理の
方針、そうしてどの程度の出血を見た
か、そうしてこの程度で以てもうい
ゆる地方団体の行政簡素化はおしま
いにするという方針で行つてゐるのか、こ
の点もこの機会に、関連いたしますか
らお伺ひして置きたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 地方公共団
体の今回の行政整理の状況でございま
すが、これは政府におきましては、閣
議の決定を以ちまして、都道府県は原
則として三割、現業は二割、又市は原
則として二割、現業は一割、町村は実
情に應じてこれをやる、こういうやう
な原則を立てまして、それ〴〵行政整
理をやつて貰ふことを要望したしたの
であります。ただ政府が昨年以來やつ
て参りました行政整理以外に、地方団
体として独自に行政整理をやつて参つ
て来ている府県もございまして、そ
ういふところは先に申上げました三
割、二割という数からすでに整理を行
ないました数だけは減らしてよろしい

というやうな趣旨で要望したしたので
あります。その要望の結果、九月三十
日までに私共の方に参りました報告の
概略を申し上げますと、これは大体、都
道府県知事の補助職員についての数字
でございまして、その外に各種の独立執
行機関の補助職員があるわけでござ
いまして、それは極く少数であります
が、それを除いて申上げますと、都道
府県について申上げたいと思ひます
が、これはそれ〴〵各地方公共団体に
おきまして、国と同じやうに定数條例
を作りまして、都道府県に全機関の職
員の定員を、皆條例の中に書込むやう
にいたしました。そうしてそれ〴〵そ
の定員を幾らまで減すという新定員を
書いたわけでありまして、その結果、減
らされたものは、整理前の定員、
即ち六月の初めの定員、これは七月で
あります。府県は国よりも一ヶ月遅れ
てやりました。七月一日の定員は、二
十七万八千二百四十九人という定員で
あります。これに対して三万九千七百
人を削減いたしました。整理後の新定
員といたしましては二十三万八千五百
四十九人、削減率一割四分二厘という
ことに相成つております。国の定員の
削減率は一割四分五厘でありまして、
定員の削減率から申しますと大体等し
いのであります。三割、二割、非現業
三割、現業二割という原則が一割四分
二厘になりました。やはりそれ〴〵原
則はそういう原則でございまして、原
則の種類によりまして減員することの
できないやうなもの、そういうやうな
ものを、それ〴〵国の場合にも考へて
おります。それと同じやうなもの
も地方でも考へることになつており
ますので、こういうやうな削減率に

なつております。定員の整理につきま
して、別に申し上げますと、これは整理
前の定員は二十三万二千九百十八人
で、整理した定員は七千五百十八人、
これは未報告の県、六県を除いており
ます。それを入れますと大体八千人程
度だと思ひます。人員整理率は三分二
厘ということになります。国の定員整
理率は一割八厘であります。これは大
分開きがあるわけでありまして、こ
のやうな開きが国との間にあります
のは、国の欠員率が五分四厘であるの
に對しまして、都道府県の欠員率は
一割六分二厘ということでありまして、
そういうやうなところから突出血が非
常に少なかつたのであります。これは
やはり国の場合と違ひまして、都道府
県におきましては、国からの補助職員
の割合が相当多数でありまして、地方
団体独自の増員というものは、徴税関
係で昨年少し増えた程度でありまし
て、殆んどないのであります。殆んど
国の国庫補助職員のみであります。

次から次へ国庫補助職員の増員があり
ますために、なか〴〵新規職員の補
充も困難というやうな状態になつてお
りましたために、このような恰好にな
つておる次第であります。

○鈴木直人君 只今地方公共団体の行
政機構の簡素化及び定員を削減せしめ
るという点について、政府委員に聴い
ておるわけですが、先程申し上げたの
ですが、前の国会において、政府が国
の各省設置法を制定し、又定員法を制
定せられたわけですが、その際におき
ましては、私個人としては、手ぬる
い、もつとも少しやるべきではない
かという考へ方を持つたりしておつた
のですが、それは別として、これと併

七

第三部 地方行政委員会會議第九号 昭和二十四年十一月二十六日 【参議院】

行して、地方公共団体においても、行政整理なり、機構の簡素化をする必要があるという点を考へておりました。その当時は、国会開会中に地方公共団体の方面を同時に実施するような話であり、そうして各府県の機構につきましても、簡素化するような法案を地方自治法の改正として提案されるというふうなことを聞いておつたのであります。が、遂にそれにつきました。それは、国会に提案されなかつた。そしてその後新聞等によりますと、政府自体として国会には何らの話もありませんでした。が、政府自体として、地方公共団体の簡素化を推し進めて行つておるといふことを聞きまして、只今地方自治庁の方面から、その詳細について説明を求めたところなんです。私が大臣にお聴きしたいと思ひます。これは或いは大臣の主管でないかも知れませんが、地方公共団体でありますから、併しなからやばり行政機構の簡素化という点は、国だけではなく、公共団体も一括して大臣が考へられておると思ひます。政府といたしましては、あの程度の簡素化で済まされるのか、或いは都道府県の簡素化をもつと今後人員の整理なり、そういうような方面においても推し進められようとするのか、という、その方針について承つて置きたいと思ひます。

更に只今の説明によりますと、と、各府県庁あたりにおける人件費というものは、定員というものは、府県単独でやつておるものが少く、大部分は各省、いわゆる国から補助職員として、府県に割当られて、或る部分の補助を受けて、それで設置しておるものが非常に多いということであり、行が、そういうことになり得るということ、責任は各府県にあるのではなくして、政府自体がそういう補助職員をどんどん増して行く、そうして府県に設置して行くという政府自体にこの責任が非常にあるように思われるのであります。が、その補助職員を今後どういうふうにして考へられるかについて、そういう点についてもお聴きしたいと思ひます。

○國務大臣(本多市郎君) 前回の国会で御審議を願ひましたあの国の行政機構の整理の方針に準じまして、地方でも整理をやつて貰うようにというので、勸奨をいたしたのであります。この仕事は専ら自治庁においてやつて頂きましたが、その結果は、国の方針に準じて考へておりました国の方針に對しましては、地方の整理が十分に行われたと思つておらないのでござい。ます。従つて政府としては、今後更に勸奨を續けて行く方針でございます。が、地方の財政状況から考へまして、でも、できる限り機構、人員を地方においても縮減されるというところは、自治体そのものの財政的な存立の上から、今日これはどうしてもやらねばならぬことであらうと考へられま。す。ので、政府といたしましては、やはり續いて、そういうことを勸奨して行きたいと思つております。自治法の上におきまして、機構の縮減をするということも考へて研究されておつたようであります。が、この結果につきま。しては、自治庁から説明をして貰いたいと思ひます。

ます面につきましては、それと大蔵省の予算の關係でありますので、協議いたしまして、できる限りの整理はいたしたのであります。が、如何せん定員そのものが地方の條例になつておりますために、政府の方針通りには參つておられないのでございます。今後全般的にできる限り縮減して貰いたいという方針で進めたいとは存じておりますけれども、今回平衡交付金等の制度が確立いたしますと、これはやはり政府が直接定員等に対して勸奨をするにいたしまして、勸奨の方法が變つて来るのじやなからうかと思はれるのであります。定員定額、或いは今の補助員というふうなもの、一々政府の方で査定をするというふうなことが行われないうふうになつて行くのではなからうかと思はれます。そういう点から特に全体的な縮減、壓入化を防ぐというふうなことは、勸奨というものを強力に推進して行きたいと考へております。

○政府委員(小野哲君) 只今の鈴木さんの御質問に対して本多國務大臣から御答へがございましたが、自治庁關係として担当いたしております点について、私からお答へをいたしたいと思ひます。

地方公共団体における人員の整理については、政府の方針に準じてこれを進行しように勸奨をいたして參つたこと。は、本多國務大臣の御答への通りでございます。然るに地方公共団体におきましては、この政府の行政整理の方針が決定したされる以前から、すでに欠員不補充等の措置を講じて参りました。地方公共団体の自主的な立場において相当整理が行われておつたのでござい。ます。今後におきましては、御承知のことと目下御審議を願つております地方行政調査委員會議の設置に伴ひまして、国及び地方公共団体相互間の事務の配分の調整を行ふことになつておりますので、これと関連いたしまして、地方における人員その他の問題にも触れて来るのではなからうかと、かように存する次第でございます。

尙地方における行政機構の問題であります。が、目下御審議を願つております地方自治法の一部を改正する法律案におきまして、その行政機構におきましても多少の改正を試みてゐる次第でございます。今回の改正法律案におきましては、御審議をお願いいたしております。尙いらくと御質疑もあるかと存するのでございます。が、諸般の事情からこれを急遽には出ませんで、むしろ行政事務を担当している機構と、それ以外のいわゆる公企業を担当している機構と、この間において取扱ひの上の差等を設けることとしたしてゐるのでございます。本来地方公共団体の機構は、その自主性を尊重いたしまして、果して法律で定めることがいかどうかということについても種々議論があるのではなからうかと思ひます。が、この点につきま。しては、国会におきましても種々御議論がありまして、法定をするという結果に相成つたものと私は記憶をいたしてゐるのでございます。人員整理並びに行政機構の整備につきましても、今後尙地方自治庁といたしましては検討を加へ、又必要なる助言をいたすように考へてゐるような次第でございます。

○委員長(岡本愛祐君) 本多國務大臣に御質問願ひます。

○鈴木直人君 国の各省におきまして事業費をとる場合に、その中に人件費が入りまして、そうして政府の定員は決まつておられますから、各省の定員は増加にはならないけれども、各府県に人件費の補助をして、三分の一とか、四分の一とか、二分の一とかいう補助をしまして、そうして各府県に人間を割当てて行く。そうして二分の一補助したなら後の二分の一は府県がこれを持つというふうなことで、これは特に農林省が非常に多いようであり、建設省もそういふふうなことがあつたと思ひますけれども、商工省もあると思ひますが、勿論厚生省もある。こういふようなことが今も行われておると思ひますが、従つて各府県が整理しようとしたとしても、定員を縮小しようとしたとしても、補助職員でありますから、その分は縮小できないというところが、まあ従来の例でもあつたやうであります。現在も同じやうなことになるおるかどうか。そうしてそうなつておるとするならば、全体において各省ごとにいわゆる補助職員というものがどれくらい、何人、都道府県にそれがやつてあるか、こういうことについて調査をされてあつたかどうか。そうして調査をされるとするならばどれくらいにありますが、お答へができたからお答へ頂きたい、答へられなかつたらば、それを調査の上で一つ提出して頂きたいと思ひます。

○國務大臣(本多市郎君) 実は行政管理局といたしましては、この国家行政機関の職員に重点を置いてやつておりますために、予算の中に含まれて

補助員等の調査等が完備してないかと存じますが、大蔵省の方とも連絡をいたしまして、調べてお示しいたしたいと思います。

是れが補助員等の調査等が完備してないかと存じますが、大蔵省の方とも連絡をいたしまして、調べてお示しいたしたいと思います。

是れが補助員等の調査等が完備してないかと存じますが、大蔵省の方とも連絡をいたしまして、調べてお示しいたしたいと思います。

是れが補助員等の調査等が完備してないかと存じますが、大蔵省の方とも連絡をいたしまして、調べてお示しいたしたいと思います。

是れが補助員等の調査等が完備してないかと存じますが、大蔵省の方とも連絡をいたしまして、調べてお示しいたしたいと思います。

いる補助員等の調査等が完備してないかと存じますが、大蔵省の方とも連絡をいたしまして、調べてお示しいたしたいと思います。

〇西郷吉之助君 私は本多國務大臣に、ちよつと定員の点に触れるのですが、違つた立場から伺いたいのです。が、本委員会では地方行政調査委員会設置法の審議中でありまして、そのうちで大臣に伺いたいのは、御承知の通りこの会議設置法なるものは、シャウプ使節団の勧告に基づいてでございます。で、そういう意味からこの会議なるものは地方行政、財政の両方面に亘りまして非常に重大な役割を果すものであります。而もこの会議は臨時のなものであります。一年乃至一年半くらい、長くても二年くらいの期間を限られてやるものであります。而もその委員は僅かに五人を以て組織するのであります。その手足となつて働らく専門調査員なるものが、この法案によりますれば、原則は常勤であります。が、非常勤とすることもできる、而もそれが二十人以内であります。それはこの場合としては委員の直接の手足となつてやる専門調査員であります。これは非常な必要なものであります。が、これが政府の説明を聴きますと、定員の関係によりましてですね、非常勤とすることができるといふことになつて、原則のこの法案の趣意は常勤であるに拘わらず、これが定員法に触れるために、この専門調査員なるものは全部非常勤なのであります。そうして専門調査員のみならずこの事務局の人員といふものが、現在大蔵省に査定されましては非常に人員が削減されておる。そういうような点を質問いた

しますと、これは定員の関係であるといふことでありまして、それではこういうふうなシャウプ調査団といふものがわき／＼来て国政を調査した結果、この会議を設置する重要な役割のあるものが、これを裏付ける内容となる専門調査員、事務局職員が、前議院において、現政府が定員法を実施しようとして行政整理をやつたために、それにのみ因つて今度新たに調査団の勧告の結果でこの会議を実施運用する面において、定員の関係でこれは余り内容は空白的になつてしまつて、この折角のシャウプ使節団の勧告に基いて、そういうふうな非常勤の専門調査員であるとか、事務局の職員も非常に定員法に触れて削減され、従つてその予算は、二十四年度補正予算が僅かに三百萬、二十五年度が約八百萬といふ極めて僅少の予算しかとれない。そういうふうなことを考えますといふと、これは單に政府は、はつきり言うならば、シャウプ使節団の勧告であるからやらないわけにはいかないから止むを得ず、こういうものをやつたが、實際には定員法に触れてそういうふうな面子に因つておる結果、十分の運用ができません。従つてこの調査委員会なるものの仕事は、實際の面においてはできないといふ結果になると思ふのです。そういうふうな点につきまして、定員法に触れる結果、こういうふうな食糧的なものになるよりか、定員法は定員法であるけれども、ここに新たにシャウプ調査団が来てここにこういうふうなものをやる以上は、それはやはりこの法案に基く重要な性質に鑑みまして、立派な仕事もできるように人員も配置し予算もとるべきであると思ふのです

が、その点を、その長においてになりまして本多國務大臣はどういうふうにお考えになるのか。その点をはつきり伺つておきたいと思ひます。

〇國務大臣(本多市郎君) 今回の地方行政調査委員会設置につきましまして、政府といたしましては重大関心を持つておるものであります。特に管理庁といたしましては、これによりまして府、市町村等の事務が明確に区分されることになれば、機構の簡素化、明確化といふことの目的も達する大節でございます。特にこの委員会には期待をかけておる次第でございます。まして、決して輕視などしてはおるわけではございません。それでそれに伴う必要な職員は定員法については、余りに少ないのではないかとお話しもございまして、実は当初この委員会設置の案ができました頃、これは全面的に地方自治庁でその事務をとつて貰うという考えでおつたのであります。その後これが自治庁から独立した内閣の機関といふことになりましたために、そこにどうしてもその委員会獨特の定員といふものがなければならんことになりました。取敢えず六名といふものを、その事務局の事務員として委員の事務をとるものとして、定員を計上したものであります。いすれにいたしましても、この事務は、この地方行政に精通しておられます自治庁の事務局にこれほどどうして世話をやいて貰わなければならん、こう考えております。そこで六名で果して十分であるかどうかという点は、多少疑念はありますけれども、その足らないところは自治庁から業務等の方法によつてこれを援助して行くという建前で、

当分の間やつて頂きまして、そこには専門員も多勢おられるし、連絡員もあることとございまして、この専門調査員等にも非常勤にし得るといふのが、できるだけ出て頂くといふような方法でとにかく処理して行く。そうして自治委員会運営の機構、更にどの程度に拡充すべきかといふような、その発展に伴う職員の拡充は、来年度においていたしたいといふことと進んでおるのでございます。こういうことにつきまして自治庁とも十分連絡、相談いたしました結果、先ず年度内においては、自治庁の援助もありましてこの定員で支障なく事務をやつて行けるだらうといふことで決定いたしておる次第でございます。

〇西郷吉之助君 只今本多國務大臣からいふ／＼伺ひましたのですが、私は今の大蔵の御説明を伺ひますと、非常に御苦労になつておることは分るが、前同定員法は非常に極めてあつた結果になつて相当出血を來たしておる。實際は政府は、殊に本多國務大臣のお立場として、その點に當たられておるのですから、たとい如何ような重要な会議であつても、又々これによつて定員法を変えなければならんといふことはなされにくい。そういうような客觀情勢は私もよく分るのです。併し今御説明にありました通り、初めは定員法の関係で、地方自治庁の外の獨立機關とする考えではなかつたが、それが獨立機關になつた。そういうような關係からこの定員の足りないところは、地方自治庁の職員を動かして、仕事の突を挙げればよいではないか、こういうような御意見でありましたけれども、そういういたしますと、実は大臣も御承知

だと思ひますが、そういうふうなものであれば、地方自治庁は、現在國務大臣が長としてあるのでありますから、そういうふうな屋上屋を置くことは必要としないと思ひます。併しながらシャウプ調査団が來まして、わざ／＼その勧告に基いて現在の地方自治庁の外にそういうものを設置しようといふことを勧告した以上は、今の大臣のお話のように、現に國務大臣を置いておる地方自治庁のものを活用するといふことになりまして、この會議は、木村國務大臣の御説明によりまして、この第五條の五人の委員といふものは、ここに規定してある地方自治庁から出します。後の二人はここに書いてない。併しそれは誰かといふことを伺ひますと、シャウプ勧告の趣旨を尊重して、國務大臣並びに國會議員はこの二名に入らないといふ話であります。そういういたしますと片一方の地方自治庁は大臣、次官といふふうなつぎとつたものがおるのに、片一方は五人の委員のうち、三人は地方自治庁の現職のものから出ないわけですから、そして更に職員も地方自治庁なんかから擧り出して行きましますらば、この方がむしろ自治庁の下になる。仕事の性質としては上でなければならぬものが、こういうふうな地方自治庁のものを借りてやるというなら、何も國家財政が非常に多端なとき、屋上屋を重ねる必要はないと私は思ひます。我々もこの委員会におきまして、地方財政が非常に重大な段階にありまして、而もシャウプ使節団が参りまして地方税制の改革の勧告があり、我々も真剣に考えるのであります。こういうものを設けるならば、それが實際に効果が上がらなければ、これは甚だ

九

立案する結果が思いやられると思ひます。立派なものができるのには、どうしても専門員なんかは常勤として、事務局は完備したものでなければ、一年や二年で地方自治庁以上の仕事ができる筈がないと思ひます。そういうような点から参りまして、只今大臣の御説明を伺ひましたけれども、こういうようなことであるならば、これは全く單にシヤウブ使節団の勧告があつたからやるに過ぎないのか、又これが本當に立派なものを作つて貰つたのでは地方自治庁の面子が潰れるというよりなことを考へておるのではないかとさへ思ひます。それで意味をなさぬのじやないか。本當にこれは必要で、こういうようなものをわざと設けるのですから、それならば本當にこれが国家百年のために地方財政の参考資料になるような勧告案を作らしたらいと思ひます。そうでないと、中途半端なものであるならば、むしろやらないか。政府は断乎たるそういう確信の下に、こういうものをなさらん方がよいのじやないか。中途半端なものをやるならば、この際むしろ妙な勧告なんかするならば、非常にシヤウブ調査団が苦勞されて、而もこういうものを作つて妙なものができたんじや、甚だ申訳ないのじやないかと思ひます。そういうようなことを考へますと、今大臣の御説明がありましたが、やはりそれは大體的な見地から、むしろこれを充実なさる方がよいのではないか。本多國務大臣も、そういうお立場から地方の財政の非常に重大なことに關心を持つて頂いて、これはそういう立場と違つて、これを設ける以上は大いに一つ充実しなくてはなら

ん、それに御協力をお願いしたい、そういうことを我々は希望するのであります。がね。

○國務大臣(本多市郎君) 御尤もな御意見であると思ひますが、どちらにいたしまして、この地方行政調査委員會議は、特に自治庁の行政事務と關係が深いのでございまして、説明資料の提出等は特に關係が密接であるかと存じます。そういう關係でありますので、自治庁から独立はいたしまして、自治庁とのその調査上の關連性というものは非常に強いので、そういう事務的な方面の關連は、これはもう必然のことだと考へておりますが、それは自治庁の方との關連が強く、或いはそこから事務の援助というようないことがある場合、委員會が独自性を失ひはしないかという御懸念のようでございしますけれども、自治庁の附屬機關として本村國務大臣の管轄下にあるという場合とは全然違つた、内閣に直屬する獨立の機關というようになりまして、それで、そういう建前がはつきりしてさへいけば、たとえ職員が兼務をして手伝うというやうなことがありましても、使命を失うやうなことはないのではないかと、こういうふうにも考へております。いずれにいたしましても、最初からその派山の人を要するものではないというやうに考へられますので、そのいづゆる出發の段階におきましては、今日までの事情に精通して、自治庁の職員にできるだけ世話をやつて貰うというやうなことで、六省おれば先ず年度内は支障はないのではないかと考へております。但しその間いろいろ、その調査委員會自体としていろいろ、その調査が立つことと思ひま

すが、それに対応する相當の機構の拡充ということは、來年度においては、只今お話のやうなことも十分考慮いたしまして、拡充というやうなことを考へて行きたいと思ひます。

○三木清君 この法案は、非常に重要な、日本の將來の地方行政に與える影響は非常に大きいのであつて、最前からのいろいろ話の出ましたやうに、やるなら全くしつかりしたものを作つて貰うのでなければ意味がない。而も予算の面では、これと拘束を受けて十分な活動ができないのではないかと、この心配を我々持つのであります。この自治庁の所管の各種の委員會が随分あるやうであります。地方財政委員會であるとか、地方自治委員會であるとか、地方行政審議會であるとか、そういうやうなものがあるやうであります。こういう根本的な大きな役目を持つ委員會ができれば、従つてそういうやうな委員會が不要になつて来るものもできるのではないかと想像されるのです。従つて若しそういうもので必要のないものはやめるなり、或いは縮小することのできるものがあれば縮小するということによつて、その経費を生み出してこれをしつかりしたものにする。あつちにもこつちにもいろいろなものを作つてどれもが中途半端だといふやうなことをやつておれば、これは徒らに國の財政をいづゆる浪費することになるわけですが、そういう点で何とか各種の委員會を整理し得るものがあるかどうか、又そういうお考へがあるかどうか、これをちよつと伺つて見たいと思ひます。

○國務大臣(本多市郎君) 御承知のこと、最後の行政機構として、法律の何かできる度にといろ／＼な審議會或いは委員會というものが殖えて行く傾向にあるのでございします。これは行政を、各方面の意見を聴取して民主的に執行する上においては非常に適切なことのように考へられておるのでありますけれども、このために屋上屋になつたり、或いはその面に當る責任者の責任を、この審議會等に転嫁したりする傾向もあつて、その委員會の数も今日では三百五、六十になつておると思ひます。そういう關係で、委員會が七千人余、この運営費に一億円を要するといふことになつておりました。いづれも一応は必要は機關のやうではありますけれども、余りにそうしたものが増える結果が、只今申し上げましたやうな弊害の面も考へられますので、やはり新しい委員會ができる、どうしても必要だといふ場合には、同じ性格の委員會がありましたが、同じ性格と統合するとか、今まであつたものを整理するとかいふ方向で進みたいと考へております。特に、現在政府はその委員會、審議會等の整理について研究中であります。近く最後的な意見を決定したいと思つておりますが、三百六、七十の委員會の半分くらいに整理ができるという現在見通しを持つております。

只今お話しした地方行政調査委員會の設置に伴つて、これと同性質の委員會についてはどう考へておるかという御質問については、自治庁からこれに關連する委員會につきまして説明申し上げます。

○政府委員(小野賢君) 只今三木さんからの御質問がございしましたが、全般的の問題としては本多國務大臣から御

答弁をなさいました通りでございします。地方自治庁關係をいたしまして現在ございします委員會は二、三あるのでございします。

先ず第一は、地方自治委員會と稱するものでございまして、これは地方自治庁設置法の中に規定されておりました。いわば地方自治庁の機關として設けられておるものでございします。地方自治庁の所管事項中重要な案件につきましては、この地方自治委員會に諮りまして、その議決に基いて執行機關たる地方自治庁が行うと、こういうやうなことに相成つております。

尙又もう一つは、地方税法に規定されておりますものであります。これは地方税審議會、こういう名稱を持つておるのであります。この地方税審議會におきましては、読んで字のごとくに、地方税に關する事項を担当しておるのであります。主として法定外獨立税等の關係におきまして、これを審査いたしまして必要なる決定を行つておるのであります。政府といたしましては、その決定に基いて、政府といたして指図をするやうな機能を持つておるやうな次第でございします。

この二つの委員會或いは審議會は、いづれも法律によりまして、主として日常の重要な事務、重要な事項について或いは議決をし或いは審査決定する、こういう機能を持つておるものでございします。従ひまして地方行政調査委員會が設置されました場合には、シヤウブの勧告書によりましては、地方税審議會は、これをやめてはどうか、こういう勧告に相成つてゐるのでございしますが、先に申しました地方自治委員會につきましては、

委員

午後三時四十五分速記中止

他の方向においては相當増員になる。

御承知のことと地方行政調査委員會議

ますが、それに基づかないものもあ

午後三時四十五分速記中止

他の方向においては相當増員になる。

委員

午後三時四十五分速記中止

他の方向においては相當増員になる。

上は大いに一つ充実しなくてはならぬ。のいふ／＼計画が立つことと思ひます。とく、最後の行政機構として、法律の

御承知のごとく地方行政調査委員会が、その設置法案において御覽のごとく、国及び地方公共団体相互間の事務の配分調整等を行うためにその計画を調査立案したことに相成つておりますので、おのずからその所掌事務の内容も異つておられますし、権限も違つておりますので、この両機関は両立し得るものと考へておられるのでございませう。その他につきましては、地方自治庁といたしまして、特に法律によつて設置されている機関はないのでございませう。

尙只今本多國務大臣の御説明にになりました。且つ又地方行政調査委員会が設置されましたに際しましては、地方自治庁としましては、十分にこれら委員会の運営につきましては、調整を図り、考慮をめぐらして行きたい、かように考へておられる次第であります。

○國務大臣(本多市郎君) 先般本多國務大臣は、非常に多い委員会や審議会があるというお話でありましたが、現内閣はどうかというわけが知りませんが、非常に多数の審議会をお作りになつておられるのでありますが、その何々審議会というものを非常に沢山お作りになつて、それは予算をどのくらい伴つておられる存じませんが、そういうような随分沢山の審議会をお持ちのようでありませうが、そういうようなものを一つ本多國務大臣の快腕を揮つて頂いて、そういうものを整理したら、この設置法の足らん予算ぐらゐは出るのじやないかと思ひますが、どうですか。

○國務大臣(本多市郎君) この設置法に基いては審議会或いは審査会、調査会、協議会というようなものもありませうが、それに基づかないものもありませう。只今お話の、閣議で決定いたしました内閣に置いている各種の十幾つかの審議会のことだらうと思ひますが、審議会が、法律に根拠のあるもの、閣議、省議等で決定いたしました法律に根拠のないもの、全部整理の対象といたしまして、いわば今日まで作つて参りましたことを反省するといふような意味において整理に着手して、次第でございまして、相当思切つて私も原案を示しておりますので、閣議決定も最前申上げました半分のくらいのことまでは進め得るのだといふところまで見通しを持つておられるような次第であります。

○政府委員(小野哲君) 三木さんから御質問になりました点で、ちよつと私、言ひ足りない点がありますので、補足をさせて頂きたいと思ひますが、先般地方自治審議会については、シャウブの勧告書によれば解消してはどうか、こういうことに相成つておられることを申上げたのでありますが、これは今直ちに解消すべきであるといふのではなくして、將來一般平衡交付金の運用等に關して中央において機関が設置された場合に於いては、地方自治審議会は解消してもいいのではないかと、こういう意味でございませう。只今のところは、地方自治委員会も、地方自治審議会も、いずれも必要であるといふふうに考へておられますことを附加して申上げておきたいと思ひます。

○國務大臣(本多市郎君) これは実は定員法のその後の状況の変化に伴う増減と申しましうか、改正を通常国会に出したいと思つて今調査中でありませうが、この地方行政調査委員会だけ、そのときまで定員を設けようと思つておられない事情にありませう。で、これがこの国会における唯一の例でございませう、外にはございませう。

○國務大臣(本多市郎君) 新聞によりますと、このういふ形において相当沢山の政府職員が実は増員になるやうな記事があつたやうに思つておられるのでございませう。この法案と比較した場合に、この法案によつては増員になつておられないが、他の方面においては相当増員になる。例へば税の關係なんかでございませうが、その方面が非常に増員しても止むを得ないものであるが、この方面は国会に於いては増員は許されないのである。規定の定員内においてやり繰りする外に方法はないものであるといふ、まあそういうふうな段階をつけて、そしてこれについては増員をやらないか。併しこの次の国会においては相当数の増員が、他の方面においては大臣としては認めざるを得ないのである、こういう見解でありますか。

○國務大臣(本多市郎君) 今度の国会には、これ以外には定員を新たに増加したところ、設置したところは一つもないのでございませう。自治庁においては、来年度からは新しく忙しくなる仕事もありませうし、来年度においては、又この委員会自体としても相当準備ができて補充される段階に入らと思ひますから、自治庁の手伝いも困難になるという事情も考へ合せて、特にこの委員会の定員については考慮いたしたいと思つております。只今お話のように閣議庁その他いづれからも定員を増加しようといふことが出ておりますが、それらは一つも今日まだ提案するまでには至つておりませう。

○委員(岡本愛祐君) それではこの程度で散会いたします。

午後四時五分散会

出席者は左の通り。

委員 三木 治朗君 林屋龜太郎君 柏木 庫治君 西郷吉之助君 島村 軍次君 鈴木 直人君 國務大臣 本多 市郎君 政府委員 小野 哲君 地方自治行政次官 遠山信一郎君 地方自治庁次長 遠山信一郎君 總理府事務官 鈴木 俊一君 (地方自治庁) (連綿行政部長)

十一月二十五日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、府県に對する國庫支出金の算定基準適正の請願(第五百四十一号)
- 一、接収土地家屋の地租、家屋税減免に關する請願(第五百七十五号)
- 一、都府縣農地部廃止反對に關する請願(第五百七十七号)
- 一、医療に對する特別所得税撤廃の請願(第五百八十八号)
- 一、原始産業の事業税撤廃に關する請願(第六百五十号)
- 一、治安維持に關する請願(第六百五十七号)
- 一、飲食営業臨時規程法中一部改正に關する陳情(第八十五号)
- 一、地方自治法中一部改正に關する陳情(第八十七号)
- 一、遊興飲食税の免税点設置に關する陳情(第九十五号)

第五百四十一号 昭和二十四年十一月十一日受理

第三部 地方行政調査委員会會議第九号 昭和二十四年十一月二十六日

【參議院】

【參議院】

【參議院】

【參議院】

府県に対する国庫支出金の算定基準適正の請願

請願者 宮崎県議会議長 甲斐善平

紹介議員 竹下豊次君 水久保基作君

府県に対する国庫支出金等の算定基準については、その基準が法定されているものを除き、各省において単に内規等により算定されるものの中には、府県内の市町村のみを単位として配分される場合があるので、宮崎県のように面積は十四位にありながら市町村数は最下位にある県においては極めて不利であるから、算定基準は府県内の市町村数のみによらず各県の特長事情に應ずるよう基準の適正化を図られたいとの請願。

第五百七十五号 昭和二十四年十一月十一日受理

接収土地家屋の地租、家屋税減免に関する請願

請願者 福岡市県庁前大通ビル第十一号室・福岡地区接収家屋組合内 三瀬幸三郎

紹介議員 野田俊作君 岡伊能君 矢野西雄君

福岡地区における土地家屋の接収は、所有者の承諾如何にかかわらず一方的に決定せられた上、その造作改変取除等についてもまた所有者を無視して自由に施行せられたにもかかわらず、課税上の対象としては、所有権を自由に行使できる一般土地家屋と何等異なるところなく、処理されているのは極めて不合理であるから、接収土地家屋の地租、家屋税等を減免せられたいとの請願。

第五百七十七号 昭和二十四年十一月十一日受理

都府県農地部廃止反対に関する請願

請願者 岐阜市岐阜県庁内 岐阜農地協会の内 栗原民之助外五名

紹介議員 渡邊甚吉君

今般地方自治法改正に伴い同法第五十八條中従来必置部であつた道府県農地部が任意設置の部となる由であるが、農村民主化のため実施された農地改革もほぼ完了したといえ、これに附随する諸般の事務手続を始め土地改良法を中心として今後さらに幾多の問題が残されているから、道府県農地部は従来通り必置部として存置せられたいとの請願。

第五百八十八号 昭和二十四年十一月十二日受理

医業に対する特別所得税撤廃に関する請願

請願者 宮崎市宮崎県庁内宮崎県医師会内 中元寺長風

紹介議員 水久保基作君

医師、獣医師、助産婦等の医業に従事する者に対しても他の営利事業と同様に附加価値税が課せられているため、これら業者の負担はいちじるしく過大となり、生活は苦しくなつて、業務の維持に困難をきたしているばかりでなく、国民保健の向上、畜産の振興増産への協力に重大な影響をおよぼすおそれがあるから、これら業者に対する附加価値税(特別所得税)およびこれに類する課税を全廃せられたいとの請願。

第六百五十号 昭和二十四年十一月十二日受理

原始産業の事業税撤廃に関する請願

請願者 宮崎県議会議長 甲斐善平

紹介議員 水久保基作君 竹下豊次君

シャープ勧告によれば、農業および畜産業に対しては事業税を廃止し、他は現行通りもしくは軽減税率を適用するか、または特別の取扱をすることを勧告されているが、勧告書の中には「日本の畜産業、漁業および林業の事業活動について十分な研究をしていないから確たる意見を述べることができない」とある点に気がつき、これらの実施に當つては十分考究の上、現行第二種事業税の課税対象になつてゐる他の原始産業に対しても、農業同様事業税を免除せられたいとの請願。

第六百五十七号 昭和二十四年十一月十二日受理

治安維持に関する請願

請願者 東京都千代田区有楽町三ノ一 全国官庁労働組合連合会内 佐藤安政外六名

紹介議員 中野重治君

去る八日吉田総理大臣は施政方針演説において、国内治安維持の問題について「過激なる思想を誘致し國家を破壊と混乱におとし入れんとする暴力的破壊的な一部分が治安を乱している」とと強調し、政府の無策と反人民的暴政による全人民の生活防衛のための反政府闘争を、暴徒として弾圧すると表明し、警察法を改正し警察を強化してかつての軍隊化をねらい實質的には消防官ま

でも警察官と同じく人民弾圧に動員しようとして、終戦前の警察政治にもどそうとしてゐる。日本の民主主義化の徹底と平和擁護のために、真に人民の生活を安定するための政策を行う必要があるから、国会においても、政府の警察国家的弾圧政策に対し反対の決議をされるときに、現在政府のとりつつある多くの弾圧を直ちに中止するよう指示されたいとの請願。

第八十五号 昭和二十四年十一月十二日受理

飲食営業臨時規程法中一部改正に関する陳情

陳情者 岩手県盛岡市菜園一〇岩手県外食券食堂商業協同組合理事長 川村松助

現在の外食券食堂は、利用者にとつて不便が多いから、(一)めん類外食券食堂を廃止し他は同業者間の協定に委すこと、(二)主食持参者からは外食券提出を不要とする等飲食営業臨時規程法を改正せられたいとの陳情。

第八十七号 昭和二十四年十一月十二日受理

地方自治法中一部改正に関する陳情

陳情者 大阪市役所内大阪市監在委員協議会内 北浦純一

現行地方自治法において、大都市における監督委員制度は任意機関としてゐるほか、委員会また委員の権限に属する事務については、いわゆる機関委任の事務については監督できないことになつてゐる等各種不合理な点が多い。大都市の事務事業はその規模ならびに財政等において都道府県と異なるこ

とがないばかりでなく、機関委任の事務は地方公共団体の利害に重大な關係を有する等の点に気がつき、地方自治法中の改正に際しては、監督委員制度に關する部分を改正せられたいとの陳情。

第九十五号 昭和二十四年十一月十二日受理

遊興飲食税の免税点設置に関する陳情

陳情者 岩手県盛岡市菜園一〇岩手県外食券食堂商業協同組合理事長 川村松助

従来遊興飲食税は、外食券による所定価格の場合に限り非課税であり、その他は、そう、茶、紅茶にも二割という全く無差な課税であるが、伝えられる明年度改正案もまた従来と大差のない模様であるから、酒類を提供しうる料で、料理店等は除外して、外食券食堂および純喫茶店における食事自出までは免税とするよう本税の免税点を設置せられたいとの陳情。